<論文>

# 近代化と福祉

# --戦後家族社会学の含意を再検討する---

Modernization and Welfare

亀山 俊朗

Toshiro KAMEYAMA 中京大学現代社会学部教授

### 要旨

本稿は、戦後の家族社会学と社会福祉学が共有する理論図式と、その現代的な位置づけを明らかにする。社会福祉学研究である大友昌子『帝国日本の植民地社会事業政策研究』は、近代化の進展度合いだけでなく、伝統的な共同性を意味する「福祉文化的基盤」に注目することで、台湾と朝鮮が同じ日本の植民地でありながら異なる社会事業の展開をみせた理由を示そうとした。その問題意識は、戦後家族社会学の第一人者とされる有賀喜左衛門の「封建遺制と近代化」論を引き継いでいる。有賀は、近代化が進めば封建遺制として廃絶されると考えられていた「家」が、実際には戦後も生活保障の基盤となっているし、残存するであろうことを強調していたのだ。「福祉文化的基盤」も「家」も、近代以前の社会的シティズンシップが現代も人々の生活や福祉を支えていることを示す概念だが、その政策的含意は経済・社会状況の文脈に強く依存しているし、また個人主義的アプローチから再検討される必要がある。

キーワード:福祉文化(Welfare and Culture) 「家」('House') シティズンシップ(Citizenship)

## 1. 近代化と福祉文化

## ----『帝国日本の植民地社会事業政策研究』の理論図式----

越境性の必要性がうたわれて久しい。学問領域を超えること、また、国境を越えて思考することが称揚される。だが、実践は難しい。大友昌子の主著『帝国日本の植民地社会事業政策研究――台湾・朝鮮』(大友 2007)は、その困難な実践の達成である。

本稿は、この業績の検討を端緒に、戦後の家族社会学と社会福祉学の背景にある認識枠組みを明らかにし、その現代的な位置づけを再検討したい。第1節(本節)ではまず、社会福祉学研究である大友著の理論図式を解読する。第2節ではその図式に影響を与えた、戦後の家族社会学の第一人者とされる有賀喜左衛門の「家」論を再検討する。最後に第3節で、シティズンシップ研究の視点から、家族社会学と社会福祉学の課題を関係づける。以上の議論により、有賀「家」論の社会福祉学への影響、およびその政策的・学術的含意の再検討がはかられる。

大友著の検討からはじめよう。同書は、二つの面で越境性を示している。第一に、社会学の近代化論と社会福祉学の福祉文化論を関連づけ、二つの学術領域を架橋した点。第二に、一国内の制度の研究に終始しがちな社会福祉研究に、国境を越えた視点を持ち込んだ点である。このうち本稿では、主に第一の点を論ずるが、最後に述べるように、これは第二の点にも深くかかわっている。

大友の議論の出発点には、日本における近代化をめぐる議論の蓄積がある。 とくに大友がその影響を隠さないのが、近代化論を批判的に検討した、有賀 喜左衛門らの家族社会学である。有賀は柳田國男に師事しており、柳田らを 出発点とする、近代化の成果を認めながらも近代化の外部を注視する学統に、 大友も連なっているといえる(大友の問題意識は、有賀が朝鮮美術の研究か ら出発していたことを想起させもする)。

大友が検証しようとする仮説は、「台湾、朝鮮ともに社会事業の形成は『抑制的近代化』あるいは『抑制された近代化』であった」(大友 2007:3)というものである。この仮説自体は、宗主国に比べ植民地の近代化が不十分であった、という常識的な見解と変わらない。だが本書の特色は、この仮説を検証するために二つの作業仮説を設定するとろにある。

### 中京大学大学院社会学研究科 社会学論集, No.17, 2018

- 一、帝国日本の支配のもと台湾、朝鮮の社会事業形成の到達点が日本に 比較して相対的に低い水準にとどまったこと。
- 二、台湾と朝鮮での社会事業形成の内容には共通性とともに大きな較差があり、台湾に比して朝鮮のそれがより低い水準にとどまったこと (大友 2007:3)。

1点目は、「抑制的近代化」という仮説を社会事業に注目して具体化した、 実証的な問いである。理論的な問題は2点目にある。なぜ同じ植民地でも、 すなわち「抑制された近代化」のもとでも、台湾と朝鮮には大きな違いがあっ たのか。歴史的・地域的な差異なのか、宗主国の政策の違いなのか。本書が 解くべき問いの眼目は、ここにある。

そのために本書は、社会事業形成は近代化の単純な産物ではなく、別の要因にもよるものであること示そうとする。

ことに本研究では、植民地社会事業の「近代化」をとりあげることから、これに拮抗する対抗軸として「福祉文化的基盤」に着目していく(大友 2007:5)。

「近代化」についてはおおよその共通認識があるとして、では、あまり耳 馴染みのない「福祉文化的基盤」とは何か。

ここでいう「福祉文化」とは、生きることの質的向上や生活の安定をめざす精神や生活形成の様式のことをいい、そこには物心両面の成果である衣食住、技術、学問、芸術、道徳、宗教、政治などを含めている。さらに「福祉文化的基盤」とは「福祉文化」を支える社会的基盤をいい、「生存のための共同性」を核とした地域社会の社会的共同性や伝統的な救済事業等の活動をここではさしている(大友 2007:5)。

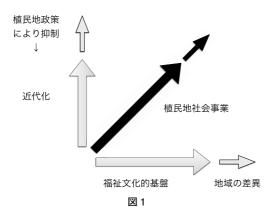
そして、主要な先行研究が概観された上で、以下のような本書の理論枠組 みが提示される。

以上の植民地社会事業史研究の動向をふまえ、本研究では「近代化」の

### [論文] 近代化と福祉(亀山)

ベクトルと被植民地の「福祉文化的基盤」という二つの軸の緊張関係の交点 に植民地社会事業が形成されることに注目する。「近代化」という絶え間な い力と一定の方向性に、被植民地の福祉文化の力が拮抗する(大友 2007:8)。

少々晦渋な記述だが、「ベクトル」という語に注目して、この枠組みを解読したい。上の記述では、「近代化」ははっきりと、大きさと向きを持ったベクトルとして表現されている。それに対する「福祉文化的基盤」の位置づけはやや曖昧だが、近代化に「被植民地の福祉文化の力が拮抗する」という記述からすると、「福祉文化」もまた大きさと方向を持つベクトルとして理解することができる。微妙なニュアンスを捨象してあえて単純に図式化すると、図1のように整理できる。



本書が直接の研究対象とする植民地社会事業のあり方は、一つは「近代化」というベクトルの、いま一つは「福祉文化的基盤」というベクトルの、いわば合成ベクトルとしてあらわされる。宗主国の政策により近代化が抑制されれば、植民地の社会事業政策もまた抑制される。しかし社会事業のあり方を決める要因はそれだけではない。その地域の福祉文化的基盤もまた、その地の社会事業を規定する。同じような近代化政策を施したとしても、地域ごとの福祉文化的基盤(例えば伝統的な救済活動の質や量)が異なれば、社会事業のあり方もまた変わってくる。先にあげた仮説における、台湾と朝鮮の違

いの要因は何かという問いは、「近代化」と「福祉文化的基盤」の両面から 説明されることになる。

ここに見られるのは、単線的な近代化論(またその裏返しとしての図式的な植民地主義批判)を再検討しようとする視点である。社会事業は、単なる近代化の所産ではない。そして植民地のそれは、単純に宗主国の近代化政策(ないしは収奪)のみに規定されているわけでもなければ、単に地域的特色をあらわしているわけでもない。

こうした本書の理論図式の画期性と重要性を確認した上で、若干のコメントおよび修正案を、ここで提出しておきたい。

図1のような整理をした時に疑問となるのは、以下の2点である。第一に、この図式では近代化が説明変数、社会事業が被説明変数となっているが、常識的に考えて、新たな社会事業政策は近代化の一部ではないかという点である。もちろん、本書でも含意されているように、社会事業として前近代的な慈善などを無視することはできない。だが、植民地における社会事業政策の立案・実施と限定すれば、それは近代化の一部とみなすことができるだろう。近代における社会事業は、産業化の過程で労働力を確保するための政策の一環であり、その進展の度合いは近代化の指標と考えうる。

第二に、「福祉文化的基盤」と「福祉文化」の関係を考えると、語の定義からして前者が後者を規定することになる(福祉文化的基盤が説明変数で、福祉文化が被説明変数である)。そして、「精神や生活形成の様式」を指す「福祉文化」は、伝統的な社会的基盤だけでなく、近代化のありように大きく影響されるだろう。

以上2点を踏まえると、社会事業施策を含む「近代化」と「福祉文化的基盤」を説明変数とし、「福祉文化」を被説明変数とすることが適当と考えられる。となると図1は、図2のように修正することができる。

[論文] 近代化と福祉(亀山)

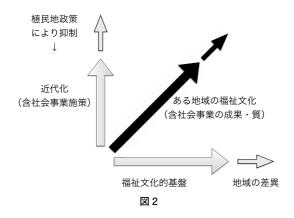


図2は、植民地の社会事業政策を含む「近代化」と、その土地ごとの伝統的な生活や共同性のあり方を示す「福祉文化的基盤」によって、その時代や地域の「福祉文化」(それには社会事業の成果も含まれる)が規定される、という図式になっている。もちろんこれは理論的な枠組みに過ぎず、実証研究として展開するには様々な課題がある。とくに、「福祉文化」をどのような指標で、どのように評価するのかというのは難問である。例えば「福祉文化」概念を本稿末尾に触れるケイパビリティ論を援用して練り直す、といった工夫が必要になるだろう。ただ、こうした図式として大友の議論を整理したほうが、その学術的位置づけはより明らかになるというのが、本稿の立場である。

では、その位置づけとはどのようなものか。

# 2. 近代化と封建遺制 ——有賀「家」論の再検討——

第1節で検討したような理論図式を、大友はどこから着想したのか。それは、本書の「あとがき」で明らかにされている。

本書執筆の軸となった「近代化」論は、当時(引用者注・大友の学生時代)有賀先生の主張した「封建遺制と近代化論」にその基礎をおき、またもうひとつの軸である「福祉文化的基盤」については、一番ヶ瀬先生が展開される「福祉文化論」と有賀学派の各先生方が展開されてきた日本の社会構造の特質をその「社会的文化的基盤」に求める学問的コンセプトから

ヒントを得て創造した用語と概念である (大友 2007:461-462)。

有賀喜左衛門(1897-1979)は、20世紀の日本の社会学を代表する一人である。有賀は大友の学んだ日本女子大学の学長を務めており、一番ヶ瀬康子(1927-2012)は長く同大学の社会福祉学の教員であった。大友が、有賀らの近代化論・家族社会学と一番ヶ瀬らの福祉文化論を結びつけようとしたのは、この学統を踏まえてのことである。

いますこし詳しく有賀らの論を大友がどう引き継いだのかをみてみたい。そのために、有賀の業績を簡単ではあるが確認しよう。その業績は多岐にわたるものだが、ここでは彼の「家」(「家族」とは異なる、非親族の養子や召使も含む農村の構成単位)をめぐる議論と、その政策的含意に着目する。言うまでもなく、社会福祉学にとって家族社会学の政策的含意は極めて重要である。

近年有賀の家族社会学を再検討している本多真隆に従うと、有賀は「家」についての実証研究家としては現在でもその名を知られているが、その政治的立場については注目されることはあまりない。しかし有賀は、戦後日本の革新陣営(左派)とも保守陣営(右派)とも異なる立場から「民主主義」を「家」と関連づけて分析しており、これには現代的な意義がある(本多2015)。

敗戦後、革新陣営は旧い「家」制度の廃絶を、そして民主的な「家族」の 創生を主張した。「家」は前近代的・封建的(非民主的)であり、「家族」は 近代的・民主的である。そして「家」は「軍国主義」「家族国家観」「農本主 義」さらには戦前の社会体制全般と結びつけられ、批判の対象となる。

しかし、戦前の日本社会をみれば、封建的であったり非民主的であったりするのは「家」だけではなかったはずだ。封建的なものと日本的なものを混同してはならない、と有賀は言う。民主化を妨げているのは必ずしも「家」ではなく、日本人の「文化水準(民族的特質)」なのだ。そして、日本の「文化水準」に欠けていたのは「ヒューマニズム」であり、ヒューマニズムにもとづく「デモクラシイ」であったとしている(有賀[1947]1970,本多2015:62-63)。

有賀の議論には、「封建的―近代的」という評価軸とは別に、「文化水準

(ヒューマニズム)の低さ―高さ」という軸があることになる。両軸は従来同一視されていた。封建的―近代的という軸が、明治以降の日本が半封建的か否かをめぐる講座派と労農派の対立(日本資本主義論争)をはじめとする従来の議論の中心であり、文化的な軸はそれに準ずるものと考えられていたのである。

だが有賀は二つの軸の区別、すなわち「封建的」と「日本的」の区別の必要性を訴える。戦後の革新陣営は、民主主義を阻害しているのは「家」や農村であると考えていたが、そうではなく、日本の文化水準(ヒューマニズムへの無理解)こそが問題であり、それが「家」や農村の民主化を妨げていたというのである。言い換えると有賀は、「ヒューマニズム」にもとづき個人を尊重する民主的な「家」は存在しうるし、存在しなければならないと考えていた。「家」は必ず個人を抑圧するわけではないはずだ、というのである。では、日本の文化的特徴を示すという「家」はなぜ生まれたのか。「家制度と社会福祉」(有賀[1955]1970)という論文の中で、有賀は日本の社会福祉事業の貧しさが「家」の存続を招いたとしている(本多 2015:68)。「家」は単なる前時代の遺制ではなく、日本の近代化のあり方が生んだものなのだ。先ほどの二軸に従っていえば、一方で近代化はしたものの、他方でヒューマニズムを欠く文化水準である日本社会が、近代における「家」をあらしめたことになる。

「家」は、日本社会においてその成員の生活保障を実質的に担ってきた。これを戦後の革新陣営のように、やみくもに全否定することはできない。たとえ新民法になり、民主的な制度が導入されたとしても、日本社会が生活保障を「家」に頼っている限りは、「家」は、すなわち日本的な福祉や生活保障の仕組みは、残存し続ける。

この有賀の「家」を「福祉文化的基盤」の一部と考えれば、有賀と大友の近接性が明らかになる。両者とも、前近代から続く福祉の基盤に注目している。近代化の中でも旧来からの共同性(「家」や「福祉文化的基盤」)は残存しており、それが近代化と相まってその国や地域の福祉のあり方を規定しているというのである。有賀が設定した「文化水準(ヒューマニズム)の低さ一高さ」という軸を、「福祉文化」として解釈することもまた可能かもしれない。

さて、以上みてきた有賀の議論を敷衍してみよう。有賀の立場からすると

戦後の革新陣営は、民法や「遅れた」民衆の意識といった「上部構造」を改変すれば、民主主義が達成されるかのような主張をしていたことになる。保守派と目されることもあった有賀のほうがむしろ、「家」は生産にかかわる「下部構造」から必然的に生み出されているという、マルクス主義的な主張をしたことになる。民法のような上部構造を多少変えたからといって、その存立基盤が根本から揺らぐことはない、というのである。

とはいえ有賀は、この生産関係のあり方を変えよう、という革命論に与するわけではない。1960年代になると、有賀は従来の家族のヒエラルキーにとらわれない「民主的な家」が実現しつつある、という主張をするようになる。それを可能にしたのは、「産業の急激な発展と都市の発達」(有賀 [1965] 1970:152)であり、その成果としての企業の福利厚生などの発達であるというのが、有賀の認識だった(本多 2015:69-71)。これは、革命を経ずとも生産力の発達が社会構造を変えうるという、生産力主義的な立場であるといえる。先述したとおり、生産力の発達を含意する近代化だけでは不十分で、文化的な水準の高さが重要だという二元論を有賀はとるのだが、戦後過小農形態が日本の低い文化水準の要因であることを強調していた(有賀 [1947] 1970)ように、生産力の問題は有賀にとって決定的であり続けた。

先に引いた 1965 年の論文において、有賀は「経済の規模もまだ十分に大きくはなく、福祉国家の理想もまだ実現せず、微々たる社会保障の条件の中では」、「家」であれ「家族」であれ、「その成員の生活保障の最後の保塁としなければならない必要がまだ大いにある」(有賀 [1965] 1970:152)という認識も示している。それに続く「西洋の個人主義や民主主義の誤った適用によって、家をむやみに否定することは日本自身を否定すると同じであることを知らねばなりません」(有賀 [1965] 1970:152-153)という言明は、それ以降の歴史と現状を考えると様々な意味で示唆的である。

1970年代の低成長期、国家財政の悪化と高齢化の進展を前に、家族の役割に期待する「日本型福祉社会」論が登場する。先に引いた有賀の言から半世紀あまりが経った現在、日本の経済成長は頭打ちになり、かつ福祉国家化は進んでいない。極度の高齢化と少子化に直面する日本では、福祉や教育を家族の責任とするような、また日本の独自性を強調し愛国心の涵養をうたうような政策が推進されている。

### 「論文〕近代化と福祉(亀山)

経済成長や産業構造の転換を経て、唯一無二の生産や生活保障の単位ではなくなった「家」は、すでにかつての「家」ではないかもしれない。しかし、「家」ではなく「家族」になったとはいえ、それは「日本の家族」であるというのが、有賀の主張であった。積極的に評価すればこれは、「複数の近代」「経路依存性」といった近年の問題意識を先取りしていた。批判的にみれば、現在まで続く日本特殊論とそれにもとづく諸政策の正統化という役割を果たしうる。

生産力主義は、生産力が増大しているうちは漸進的な改革派の論理たりえるが、それが止まれば自動的に保守主義にならざるをえない。あるいは、生産力の増大を含意する「近代化」という軸とは別の、「文化水準」(有賀の場合、それは「ヒューマニズム」を含意しながらも「日本的」でなければならない)といった軸を重視せざるをえない。「家」論の政策的含意の評価は、それが置かれた文脈に依存することになる。有賀の実証研究は参照されても民主主義論が今では注目されづらいのは、また、その政治的位置づけが定まらないのは、有賀の議論のこうした特徴によるだろう。その現代的な意義をどのように考えたらよいのかは、本稿末尾で再度検討したい。

# 3. 近代化とシティズンシップ ――変遷するコミュニティ――

ここまでみてきた有質の議論と大友のそれとの接続をより明らかにするための補助線として、シティズンシップ研究の知見を参照したい。この補助線の導入により、一番ヶ瀬の議論の位置も明らかになるだろう。

シティズンシップとは何か。最もよく参照される T.H. マーシャルの論文「シティズンシップと社会的階級」の定義に従えば、それはあるコミュニティの完全な成員の、権利と義務を伴う地位身分である。シティズンシップのコミュニティは、古代や中世の都市国家など古くから見いだすことができるが、近代におけるそれは国民国家である(Marshall and Bottomore 1992=1993)。

有賀が「家」論でいう「生活保障」とは、シティズンシップの社会的要素ということができる。ただしこれは、20世紀の福祉国家のそれではない。前近代の共同体においては、例えばギルドのような互助の仕組みとして社会的シティズンシップが存在していた。村落共同体における互助の存在は言うまでもなかろう。有賀のいう「家」は、また大友のいう「福祉文化的基盤」は、前近代的な社会的シティズンシップを引き継ぐものということができる。

近代的ないしは自由主義的シティズンシップ論と呼ばれるマーシャルの史観においては、近代初期にこの旧いコミュニティのシティズンシップ――シティズンシップの諸要素や、権利・義務は未分化の、特権的な地位身分――は解体される。そして近代国家を新たなコミュニティとして、18世紀にシティズンシップの市民的要素(自由権や私有財産権などの市民的権利)が、19世紀に政治的要素(参政権などの政治的権利)が、20世紀に社会的要素(社会福祉などを内実とする社会的権利)が発達したとされる。

20世紀中盤、社会が直線的に発達するという史観は、一般的なものだった(マーシャルの論自体には多様な含意があるものの、その主張は典型的な進化論的近代主義として扱われた)。社会学においても、ゲマインシャフトからゲゼルシャフトへ、コミュニティからアソシエーションへ、といった図式が、進化論的に理解されていた。戦後日本において主流となった、前近代的な「家」(すなわち封建的な社会的シティズンシップ)が解体され、近代的な「家族」になるという家族論もまた、こうした近代主義の一種といえる。個人主義を基礎に置いた民主的な「家族」、そしてそれらを包摂する民主的な福祉国家(あるいは社会主義国家)に向けて、社会は発展しつつある。旧い「家」や専制的な国家は、前時代の遺物として廃絶されつつあるし、廃絶されなければならない。これは、西欧においても日本においても同じであるし、同じでなければならない。日本の後進性・封建性は克服されなければならない、というわけである。

これに対して有賀は、民主化や近代化は否定しないものの、その道筋には 多様性があることを強調する。そうした認識を欠いたまま、日本において実 質的に生活保障を担ってきた「家」を否定することは、有賀からすれば空疎 な観念論である。そうではなくて、日本の「家」が福祉を担ってきたこと、 そしてその現存を認め、「家」を(すぐに廃絶しようとするのではなく)民 主化することが必要である、というのが有賀の主張であった。

この主張は、シティズンシップのコミュニティの複数性とかかわる。その 複数性とは、シティズンシップのコミュニティは「家」のみであったり、「近 代国家」のみであったりするわけではない、ということを意味する。また、 シティズンシップのコミュニティは福祉国家に向け単線的に発達するわけで はない、ということも意味する。

#### [論文] 近代化と福祉(亀山)

進化論的なシティズンシップ史観によれば、前近代では小都市国家や村落 共同体であったシティズンシップのコミュニティは、近代化の過程で国民国 家に統合されていく。複数あったコミュニティが、国民国家―福祉国家とい う単一のコミュニティに、単線的に発展し統合されていく、というのである。 それに対して有質は、福祉を担うシティズンシップのコミュニティの構成 単位として前近代から続く「家」に注目する。そしてそれが、近代化(戦後 改革)によって廃絶され、新たに「家族」、そしてそれを構成単位とする民 主国家に再編される、という近代主義に違和感を表明する。シティズンシップのコミュニティとしての「家」の歴史的かつ現在的な役割を認め、実在す るそれを改革することを主張したのである。

こうしてみると、単線的な発展を称揚する近代主義ではなく、近代化そのものを否定する保守主義でもない、しかし民主化を志向する有賀のモチーフが、大友に受け継がれていることは明らかであろう。図1、図2に整理したように、大友は単線的な近代化論を批判し、「福祉文化的基盤」という軸を持ち込んだ。「福祉文化的基盤」は「地域社会の社会的共同性や伝統的な救済事業等の活動」を意味するものだった。そこには当然、有賀のいう「家」も含まれよう。大友は有賀らの発想をさらに広げ、各々の伝統を当然ながら引きずった各地域のコミュニティの共同性や互助活動を含意する「福祉文化的基盤」という軸を設定した。そのことにより、近代化のもとでの地域的な差異がどのようにあらわれたのかを明らかにする座標が見いだされる。各地域の福祉のありようは、各地域のシティズンシップのコミュニティの多様性と、各地域の近代化の多様性が反映される形で、この座標に位置づけられることになる。

大友自身が述べているように、「福祉文化的基盤」の直接的な発想の元は、一番ヶ瀬康子の「福祉文化」論にある。一番ヶ瀬らは、特に芸術やスポーツなど文化活動の福祉的側面に関心を示していたが(一番ヶ瀬他編 1997)、その概念は拡張されている。大友は先述したとおり、「福祉文化」とは生活の質的向上や安定をめざすもので、衣食住、技術、学問、芸術、道徳、宗教、政治などのあり方を指すものとしている。いわば福祉にかかわる「上部構造」全般であるが、大友はそれを支える「下部構造」を、有賀らのいう「家」にとどまらない、また生産様式(生産力と生産関係)というマルクス派の枠組

みにもとどまらないものとして、「福祉文化的基盤」という概念に拡大し、 近代化との関わりをより総合的に明らかにしようとしたのである。

本稿が有賀や大友らの議論に見いだした、コミュニティの複数性やその変容という視点は、ポスト近代といわれる現在のシティズンシップ研究に共有されている。福祉国家というコミュニティによる一律の社会的シティズンシップの保障は、グローバル化のもと現実的にも規範的にも疑われるようになっている(亀山 2011)。一番ヶ瀬らは福祉における文化的側面や市民の自主活動の側面、また地域社会での福祉を強調したのだが、それはグローバル化の時代に「政府」(福祉国家。「第一の道」)でも「市場」(新自由主義。「第二の道」)でもない、ローカルな市民社会組織の互助による福祉の実現をうたった「第三の道」路線のシティズンシップ観(Giddens 1998=1999)に共鳴するものだったといえる。

冒頭に、大友著の二つの面での越境性を指摘した。一つは、社会学と社会福祉学という学問領域の越境。いま一つは、東アジア圏に注目することによる、方法論的ナショナリズム(現在の国境にとらわれた分析)からの越境である。本稿は主に第一の点を論じたわけだが、そこにはシティズンシップのコミュニティが近代国家に集約されるという近代主義への批判を見いだすことができた。そのことは自ずと、第二の論点である方法論的ナショナリズムの限界への批判を意味することになる。

前近代の社会的シティズンシップを正当に評価しようとする有賀らの「家」論や、市民の自発性を重視する一番ヶ瀬らの「福祉文化」論は、そして両者を引き継ぐ大友の福祉社会学は、近代的・福祉国家的シティズンシップが揺らぐ現在、新たなアクチュアリティを持ち始めている。それらは、閉鎖的でパターナリスティックな近代国家のシティズンシップの解毒剤になるかもしれない。だが、場合によっては人々の生活保障から国家を免責することにつながる可能性もある。

「家」や「福祉文化的基盤」は、近年の用語を使えばいずれも「資源」や「社会関係資本」として読み替えることができるだろう。問題はそれらを、コミュニティの存続を第一義に考える視点でとらえるか、個人の福祉を実現するためのものと考えるかである。

「家」を構成単位とするような旧来のコミュニティが衰退することを、徳

### 「論文〕近代化と福祉(亀山)

の涵養によってのみ乗り越えようとする試みは、左派右派問わず無効である。 戦後の法制度改革や民衆の啓蒙だけでは社会は変わらないことを喝破した有 賀らの業績は、そのことを教えている。とはいえ、「家」なり「日本型福祉 社会」なりの役割に過度に期待するのもまた現実的でないことは、日本の現 状が示してしている。

有賀らの学統が示唆するように、「家」なり旧来的なコミュニティなりは、すぐに全廃したり近代化に解消したりできるものではない。しかし、「家」なりコミュニティなりの存続を自己目的化するようでは、個人化の進む現代、問題は解決しそうにない。

個人主義の立場からすれば、それらもまた人々の福祉を実現するための資源でしかない。現代を代表する個人主義的アプローチである、A. センのケイパビリティ論(Sen 1992=1999)を参照してみよう。センによれば、福祉の指標は所得や資源の多寡ではない。それらは手段や結果でしかないのだ。重要なのは、「…できる」「…である」といった「機能」である。福祉の評価は機能の評価にもとづくべきだとセンは言う。ケイパビリティは、諸機能(様々な「できること」)の組み合わせとしてあらわされる。機能の集合であるケイパビリティが大きいほど選択肢が広がり、行動の自由が広がる。福祉を評価するには、手段や結果にすぎない GDP や所得ではなく、このケイパビリティに注目すべきだというのがセンの主張である。

こうした議論に従えば、「家」であれ「福祉文化的基盤」であれ、それらは目的ではなく手段である。それらにより諸個人に何ができるかという機能が重要であり、その集合であるケイパビリティを拡大するための手段としてとらえる必要がある。

近代化と福祉文化的基盤の上に社会事業が結実するという大友の議論は、こうした個人主義的なアプローチの上で発展させる必要があるし、発展させることができる。近代化により「できること」、福祉文化やその基盤により「できること」があり、それら機能の集合が、諸個人のケイパビリティを規定する(社会事業はその手段ないしは結果の一形態である)。先人たちの業績を、例えばこのように読み直し、読み替えていくことなしには、今後の研究の発展はないだろう。

## [汝献]

- Giddens, Anthony, 1998, *The Third Way*, Cambridge: Polity Press. (=1999. 佐和隆光訳『第三の道』日本経済新聞社。)
- Marshall, T.H., and Tom Bottomore, 1992, *Citizenship and Social Class*, London: Pluto Press. (= 1993, 岩崎信彦・中村健吾訳『シティズンシップと社会的階級』法律文化社.)
- Sen, Amartya, 1992, *Inequality Reexamined*, Oxford: Oxford University Press. (=1999, 池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳『不平等の再検討』岩波書店。)
- 有賀喜左衛門, [1947] 1970「農業の発達と家制度」『有賀喜著作集IX』未来 社.
- -----, [1955] 1970「家制度と社会福祉」『有賀喜著作集IX』未来社.
- ------, [1965] 1970「結婚と家・子ども・社会」『有賀喜著作集IX』未来 社.
- 本多真隆,2015「有賀喜左衛門の民主化論――「家」の民主化と「家族」の 民主化」『家族研究年報』No.40.
- 一番ヶ瀬康子・小林博・河畠修・薗田碩哉編, 1997『福祉文化論』有斐閣.
- 亀山俊朗,2011「シティズンシップとそのコミュニティ」木前・時安・亀山編『変容するシティズンシップ』白澤社.
- 大友昌子, 2007『帝国日本の植民地社会事業政策研究――台湾・朝鮮』ミネルヴァ書房.